

# 経営所得安定対策

平成24年産の農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施します。



## 米の直接支払交付金等

生産数量目標の範囲内で  
米の生産を行う方を  
支援します。



## 水田活用の直接支払交付金

麦や大豆、飼料作物、野菜など  
主食用米以外の生産を  
行う方を支援します。



## 畑作物の直接支払交付金

水田、畑地での麦、大豆、そば、なたねの生産を行う方が、単収増や品質向上の努力が反映されるように支援します。



# 米の直接支払交付金及び米価変動補てん交付金

米の生産数量目標（配分面積）の範囲内で生産する販売農家・集落営農に対して、主食用米作付面積10a当たり1万5千円が定額で直接交付されます。さらに平成25年産米の販売価格が一定の水準を下回った場合には、追加の補てんが行われます。

※主食用米には、酒造好適米、もち米、主食用米の種子用米なども含まれます。



## 交付対象者

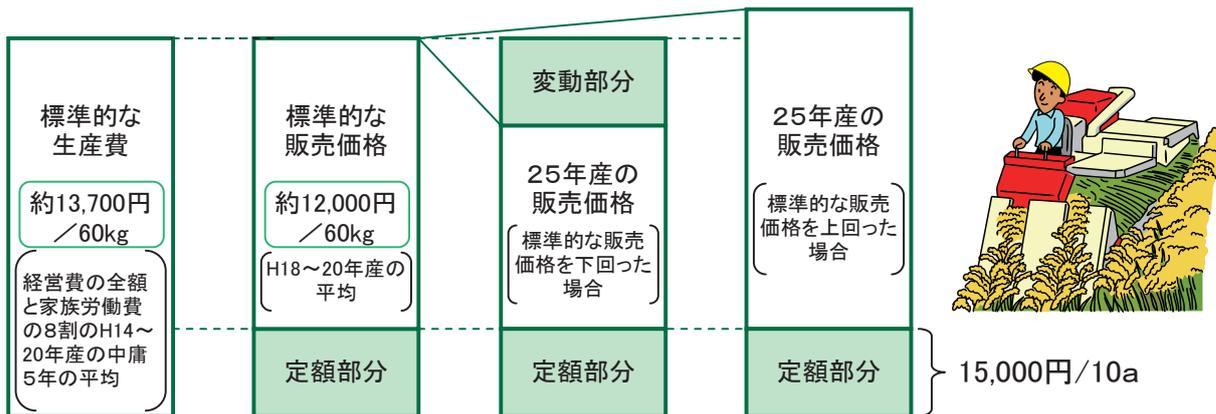
- 米の生産数量目標（配分面積）の範囲内で主食用米の生産を行う販売農家・集落営農
  - ・販売農家については、水稻共済加入者または25a未満の者等は販売実績がある者
  - ・集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っている組織

## 調整水田などの不作付地がある場合（新規申請分のみ）

米の直接支払交付金を受ける方は、不作付地がある場合は改善計画を市町に提出し、認定を受ける必要があります。ただし、24年度までに市町の認定を受けた方は、25年度に新たに発生した不作付地のみ改善計画を作成してください。

## 交付単価 全国一律

定額部分	15,000円/10a	恒常的なコスト割れ相当分の助成（米の直接支払交付金）
変動部分	平成26年5月頃 決定	25年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に算定（米価変動補てん交付金）



## 交付対象面積

- 主食用米の作付面積から、一律10aを差し引いた面積

※10aは、自家飯米・縁故米用に供される分として差し引かれます。

〈例〉 A農家 80a（主食用米作付）－10a（一律控除）＝70a（交付対象面積）

※集落営農組織の場合は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10aの控除となります。

# 水田活用の直接支払交付金

水田で、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産・販売する農業者等に対して主食用米並の所得を確保し得る水準の交付金が面積払で直接交付されます。

その他作物（園芸作物等）に対しても支援を行います。

## 交付対象者

### ●販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農

※米の生産数量目標の達成にかかわらず交付対象となります。

※出荷・販売等実績報告書兼誓約書（対象作物ごとに販売伝票の写し等を添付）の提出が必要です。

※適切な収量が得られるように生産することが原則です。明らかに作付けや肥培管理等が不適切な場合（捨てづくり）には、交付金は交付されません。



作物	要件
麦、大豆、飼料用・米粉用米、加工用米、そば、なたね	実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること、収穫・販売を行うこと
飼料作物、WCS用稲	畜産農家と利用供給協定を取り交わし保存すること、収穫・利用を行うこと
その他作物（収穫・販売する作物）	収穫・販売を行うこと（販売伝票等で確認）
その他作物（地力増進作物など）	通常の管理等を行っていること（作業日誌等により確認）

## 交付単価

※県内一律の単価については、国との協議で変更になることがあります。



作物		単価(10a当たり)	
全国一律	戦略作物	麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）	35,000円
		大豆（黒大豆を含む）	
		飼料作物	
		米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円
		そば、なたね、加工用米	20,000円
※県内一律	その他作物	① キャベツ、アスパラガス、ほうれんそう、こまつな、ねぎ、わけぎ、トマト、かぼちゃ、きゅうり、なす、ばれいしょ、だいこん、たまねぎ、いちご、ブロッコリー、ピーマン、くわい、ひろしまな、さといも、にんじん、きく、ぶどう、いちじく	20,000円程度
		② ①、③以外の野菜、花き、果樹など	10,000円程度
		③ 花木、地力増進作物、景観形成作物	4,000円程度
	備蓄米（数量が限られているため事前に契約が必要です）		12,000円以内
	加工用米		12,000円以内
	全一 国律	二毛作助成（主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ）	
耕畜連携助成（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組）		13,000円	

●不作付地（調整水田、保全管理）などは交付対象外です。

●県内一律の作物については、県全体の実績面積が確定した段階で単価を調整します。

●果樹等の永年性作物については、地域農業再生協議会において交付対象期間が設けられています。

## 産地資金による加算措置

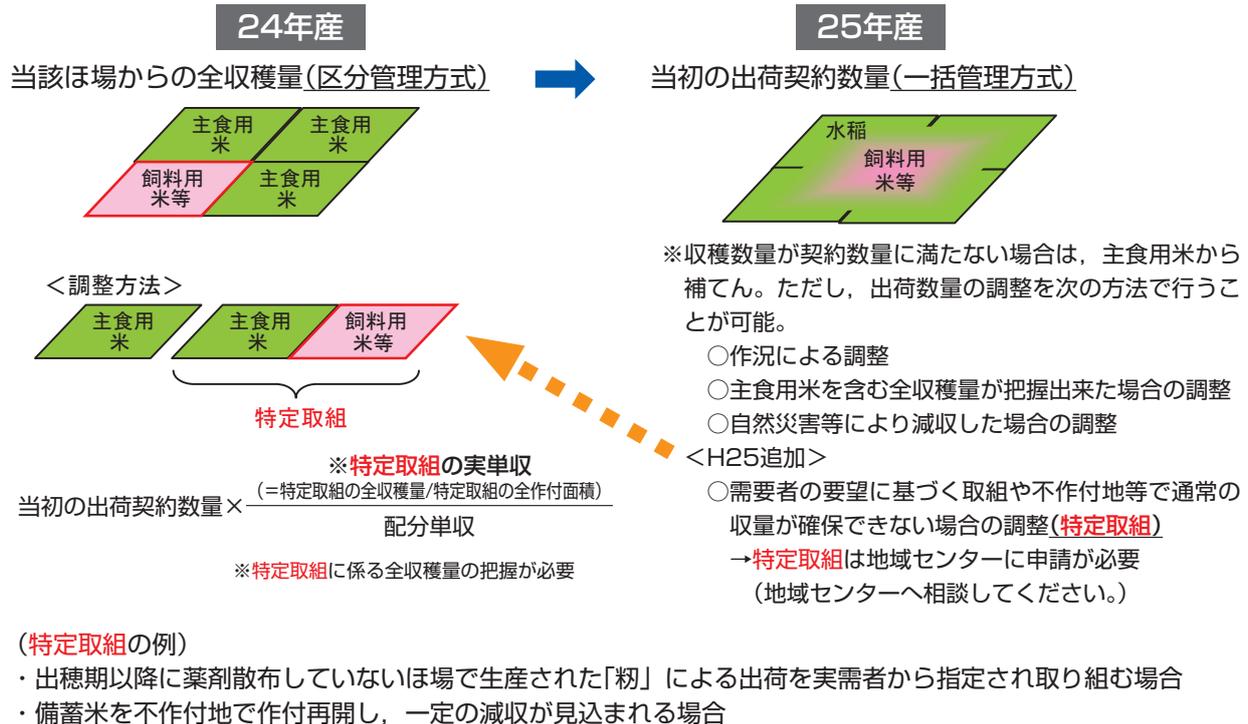
※国との協議で内容・単価等変更となる場合があります。

●地域農業再生協議会単位で、地域振興作物等に加算等を行う場合があります。

ここに注意!

飼料用米、米粉用米、加工用米等の出来秋の出荷数量の調整ルールが変わります。

### <主食用品種で取組む場合>



### 新規需要米(飼料用・米粉用米等)、加工用米に取り組む場合は、次のことに注意してください。

- ・ 定められた用途以外の目的で出荷・販売はできません。  
(用途外に出荷・販売を行った場合 → ・ 経営所得安定対策の直接支払交付金の全部または一部返還)  
(用途外に出荷・販売を行った場合 → ・ 食糧法違反による罰則)
- ・ 主食用米とは明確に区分して保管し、区分された積み荷ごとに用途がわかるよう掲示してください。
- ・ 販売は、あらかじめ届け出た実需者に販売してください。
- ・ 紙袋などの包装には、用途を記載してください。  
加工用米は **加** 米粉用米は **粉** 飼料用米は **飼**
- ・ 米トレーサビリティ法により、以下のとおり取引記録の作成等をおこなってください。

### 米トレーサビリティ法による義務

主食用米を含む食用の米穀と、米加工品が対象になります。(飼料用米などの非食用は対象外です)

#### (1) 出荷・倉庫間の移動・廃棄などを行った場合の記録

(記録に必要な事項) ①品名(精米など) ②米の産地 ③数量 ④年月日 ⑤取引先  
⑥用途限定米穀の場合はその用途(米粉用、飼料用など)

(記録の例) 納品書を保存、販売実績の台帳を作成など

#### (2) 記録の保存

(1)の記録は原則3年間保存します。

#### (3) 産地の伝達

販売先に対し、納品書、容器包装などにより米の産地を伝達する必要があります。

産地とは広島県産、○○市産など。農家の住所ではなく農地の所在地が産地となります。

※生産者みずから米を米加工品(もち、米粉、米飯など)にして販売する場合は別途きまりがあります。詳しくは地域センターへおたずねください。

## 二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物，または戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して，作付面積に応じて，15,000円/10aが直接交付されます。

※二毛作助成対象の作物も出荷販売契約を取り交わし，収穫・販売を行う必要があります。また，どちらの作物を二毛作助成の対象にするかは，農業者が判断し，営農計画書において申請してください。

### ●対象となる作付けパターン（例）

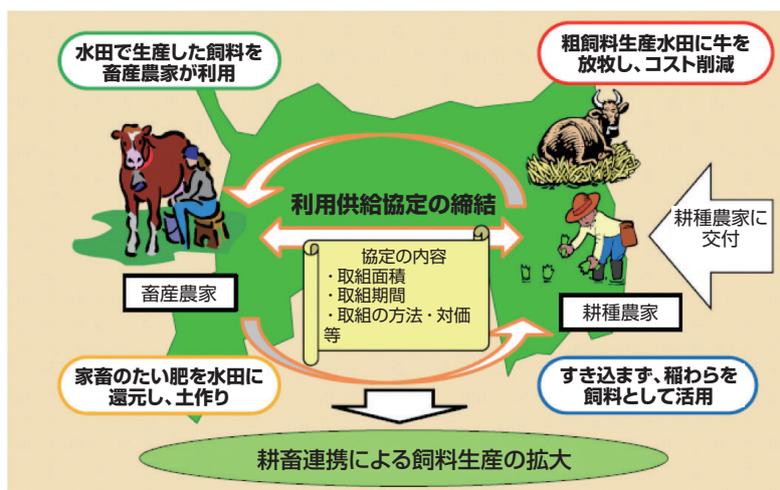
作付けパターン	交付金額（10a当たり）
主食用米 + 麦	（米の直接支払）+ 1.5万円
大豆 + 麦	3.5万円 + 1.5万円
麦 + そば	3.5万円 + 1.5万円
なたね + そば	2.0万円 + 1.5万円

### ●対象とならない作付けパターン（例）

作付けパターン	交付金額（10a当たり）
大豆 + 野菜	3.5万円 + -
麦 + 野菜	3.5万円 + -
米粉用米 + 野菜	8.0万円 + -

## 耕畜連携助成

●耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用，水田放牧，資源循環）を行う農業者（耕種農家）に対して，取組面積に応じて，13,000円/10aが直接交付されます。



## 交付対象者

●耕畜連携の取組を行う水田において，飼料作物等を生産する農業者（耕種農家）

## 助成対象

※①～③の取組の同一ほ場での重複助成はできません

①わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）

【取組要件】子実及び稲わらが飼料利用されること 等

②水田放牧（水田における牛の放牧の取組）

【取組要件】放牧頭数が成牛換算で2頭以上（ha当たり），延べ放牧日数が180頭日以上 等

③資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）

【取組要件】堆肥は水田粗飼料作物の供給を受けた家畜由来のものであること，自己の堆肥でないこと，自己の散布でないこと，散布量が2トン又は4立米/10a以上であること 等

# 畑作物の直接支払交付金

麦，大豆，そば，なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して，標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分（数量払）及び営農継続のための経費分（面積払）に相当する交付金が直接交付されます。

## 交付対象者

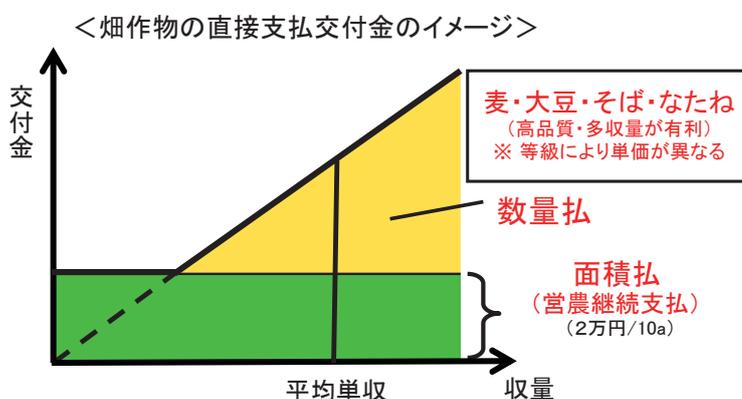
- 麦，大豆，そば，なたねの生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農組織（は種前にJA等との出荷契約や実需者との販売契約を締結することが基本となります。）

## 数量払

交付対象数量 麦，大豆，そば，なたねの当年産の出荷・販売数量

- 交付単価（水田・畑地共通）

対象作物	参考単価(全国平均)
小麦	6,360円/60kg
二条大麦	5,330円/50kg
六条大麦	5,510円/50kg
はだか麦	7,620円/60kg
大豆(黒大豆除く)	11,310円/60kg
そば	15,200円/45kg
なたね	8,470円/60kg



注1：小麦は，パン・中華めん用品種（ミナミノカオリ）を作付けた場合は，数量払に2,550円/60kg加算。

注2：等級，品質により交付単価は変わります。

（麦，大豆は農産物検査が必須で，規格外は数量払の交付対象外です）

注3：面積払（営農継続支払）を受けた方は，その面積払交付額を控除して支払います。

## 面積払(営農継続支払)

交付単価：20,000円/10a（水田・畑地共通）

交付対象面積 麦，大豆，そば，なたねの前年産の生産面積

※農業者等の前年産の数量払の交付対象数量を県の実単収で換算した面積となります。

※なお，当年産の生産目標数量を県の実単収で換算した面積の方が小さい場合は，その面積が交付対象となります。

※前年産の実績がない農業者等は，販売数量確定後，数量払のみ交付されます。

＜大豆の算定例＞ 前提条件：24年産 180kg販売，25年産 180kg販売，県の実単収180kg/10a

①面積払(営農継続支払) = 24年産販売180kg ÷ 県の実単収(180kg/10a) × 2万円 = 20,000円(当初交付)

②数量払※ = 25年産販売180kg × 大豆(11,310円/60kg) = 33,930円(販売実績)

※数量払は，既に交付された面積払(営農継続支払)の交付額(20,000円)を超えるため，差額の13,930円が交付されます。

☆農業者への交付額合計 = 当初交付(20,000円) + 販売実績追加(13,930円) = 33,930円

## その他の対策

**再生利用交付金(畑)** 平地 20,000円/10a  
条件不利地(中山間地域等直接支払制度の対象農地) 30,000円/10a

地域農業再生協議会が作成する地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、交付金が支払われます。

### 【対象農地】

- ・市町・農業委員会が耕作放棄地全体調査、農地利用状況調査により把握している耕作放棄地
- ・市町の認定を受けた「調整水田等の不作付地の改善計画」に作付困難と記載された農地のうち畑転換するもの

### 【交付対象者】

- ・畑作物の直接支払交付金の加入者のうち、地域の再生利用計画に従って、「麦、大豆、そば、なたね」を作付けて営農を継続することが確実と認められるもの
- ※平地・条件不利地の条件に応じて最長で5年間支払われます。

## 規模拡大交付金

20,000円/10a

経営所得安定対策加入者が、農地利用集積円滑化事業等により、面的集積(連担化)するために、新たに利用権を設定した農地の面積に応じて、農地の受け手に交付されます。

### 【対象農地】

農地利用集積円滑化団体(市町等)等を通じて、面的集積(連担化)された農地に利用権を設定(6年以上(農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号のただし書きの規定による設定の場合は5年))して規模拡大した農地

※利用権設定面積に応じて、設定した年度に交付されます。

※農地利用集積円滑化団体等を通さず、利用権を設定されたものは交付対象外です。

※経営所得安定対策の対象となっていない畑の飼料作物、野菜、果樹等を栽培する農地については、本対策への加入・非加入にかかわらず対象となります。

※人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積(連担化)要件を満たしたことになります。

## 集落営農の集落法人化に対する支援(単年度)

定額 40万円/1法人

集落営農(任意組織)から法人化した組織に、交付金が支払われます。

### 【交付対象法人】

- ・原則、平成25年4月1日以降に法人登記した組織



## 水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)

当年産(米, 麦, 大豆)の販売収入が標準的収入を下回った場合に, 減収額の9割が補てんされます。

対策加入者は, あらかじめ一定額の積立金を拠出する必要があります。

### 【交付対象者】

認定農業者(個人・法人)又は「集落営農」で一定の経営規模(面積又は所得)を有すること等

○認定農業者: 4ha以上

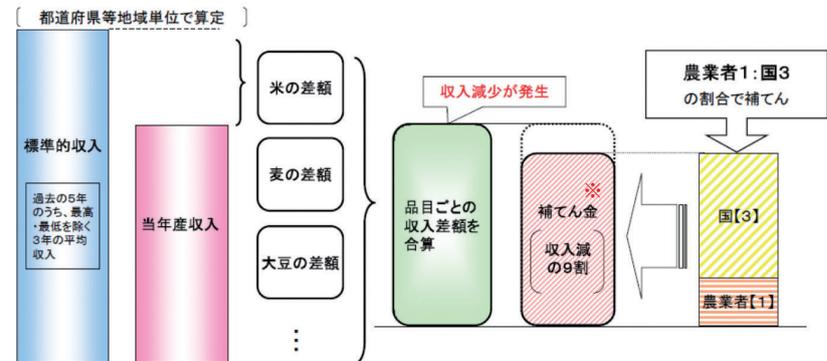
○集落営農: 20ha以上

- ・集落営農は, 別途要件があります。
- ・その他, 地域の実態を踏まえ特例が措置されています。

### 【対象品目】

米, 麦, 大豆

- ・農産物検査と出荷が要件となっています。

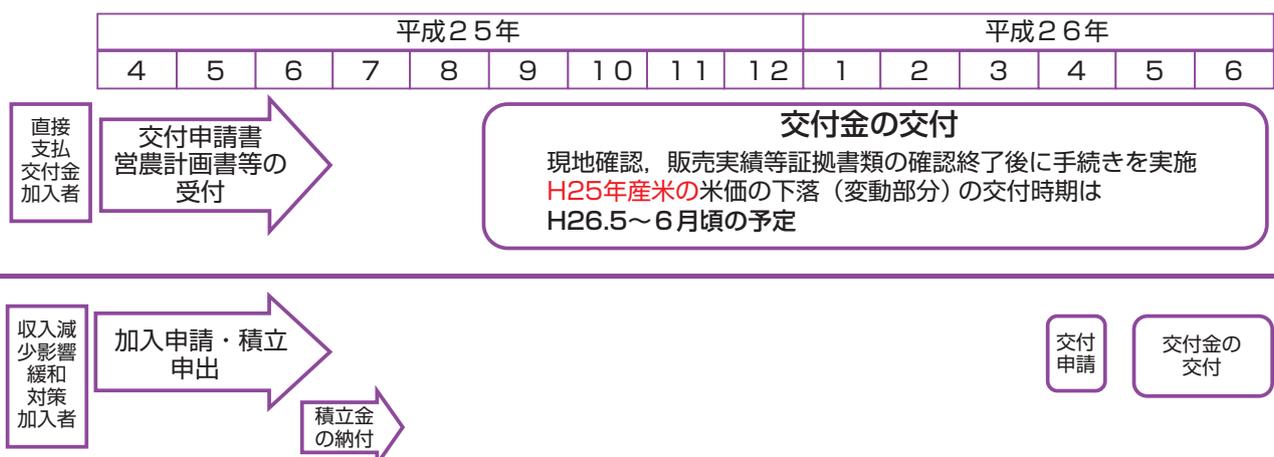


※補てん金は, 当年産の実単収が平年単収の9割を下回った場合, 農業災害補償制度が発動したとみなし, 共済金相当額を控除します。また, 米の補てん額を計算する際に, 米価変動補填交付金の交付金額を控除します。

## 加入申込について

交付金を受け取るためには, 営農計画書の提出, 交付申請書などの提出が必要になります。

4~6月に申込みをしてください。交付金は, 国から農業者の口座に直接支払われます。



## お問い合わせ先

中国四国農政局広島地域センター, 福山地域センター, 最寄の地域農業再生協議会, 市町, JA  
 にお問い合わせください。なお, 農林水産省のホームページに詳しい情報が掲載されています。

[http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/)

(H25.3.8時点)